

ID: 164

担当部署: 都市建設課

処分の概要	有料公園施設の利用の許可		
例規名 根拠条項	柴田町都市公園条例 第7条第2項(第16条において準用する場合及び第16条の3において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和45年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び柴田町暴力団排除条例第6条の規定による。 (有料公園及び有料公園施設)</p> <p>第7条 有料公園(有料で利用させる都市公園の1区域をいう。以下同じ。)は別表第1のとおりとし、有料公園施設(町の管理する公園施設で使用料を徴収し利用させるものをいう。以下同じ。)は別表第2のとおりとする。</p> <p>2 有料公園施設を利用する者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他管理上支障があるとき。</p> <p>4 町長は、有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第6条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例(平成21年柴田町条例第27号)に定めるもののほか、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日